

○佐々町体育文化振興事業補助金交付規則

平成20年3月10日規則第7号

改正

平成22年3月31日規則第7号

佐々町体育文化振興事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、佐々町体育文化振興基金条例（平成20年条例第20号）の規定に基づき、町民又は町民団体が行う補助対象事業に対する補助金の交付に関し、佐々町補助金等交付規則（平成元年規則第15号。以下「補助金等規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民団体 町民で組織された団体をいい、スポーツクラブ、文化クラブ、地域団体、ボランティア団体などをいう。
- (3) 町内団体 町民及び町外者で組織された団体をいい、スポーツクラブ、文化クラブ、地域団体、ボランティア団体などをいう。
- (4) 体育文化補助金 この規則の規定に基づき交付する体育文化振興事業及び選手派遣事業に係る補助金をいう。

一部改正〔平成22年規則7号〕

(補助対象者)

第3条 体育文化振興事業の交付対象となる者は、町内に活動拠点及び実態を有する町内団体（以下「補助対象団体」という。）であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 構成員のうち過半数以上が町民により構成される団体であること。
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）を支持し、又は反対することを目的とする団体でないこと。

2 選手派遣事業の交付対象となる者は、町民又は町民団体であって、補助対象となる大会の登録選手及び監督とする。

3 前2項に掲げるもののうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団、その統制下にある団体又は同項第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員の統制下にある団体及び個人は、対象としない。

一部改正〔平成22年規則7号〕

(補助対象事業及び要件)

第4条 体育文化補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、町長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 体育文化振興事業については、町民全体を対象とする体育及び芸術文化の振興に寄与するために開催する講習会、大会、発表会（公演等）及び作品展示会等を行う場合とする。
- (2) 選手派遣事業については、県大会以上に出場する場合とする。

2 体育文化補助金の交付対象となる要件は、次の各号に掲げる要件とする。ただし、町長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

(1) 体育文化振興事業については、補助対象団体自らが企画し、立案し、及び実施する事業であり、実施計画及び達成しようとする成果が明確に定められていること。また、一切の法令に違反しない事業であること。

(2) 選手派遣事業については、近年の実績等による選抜又は郡大会予選以上を経由して出場する場合を原則とする。ただし、県民体育大会及び中学生以下が県大会へ出場する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成22年規則7号〕

(補助対象経費)

第5条 体育文化振興事業に関する補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費のうち、次の各号に掲げる経費を除くものとする。ただし、町長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 補助対象団体構成員の人件費及び旅費
- (2) 親睦目的の食糧費
- (3) 交際費
- (4) 慶弔費
- (5) 積立金
- (6) 他の組織等への負担金及び補助金
- (7) 備品購入費
- (8) 予備費
- (9) 余剰金

2 選手派遣事業に関する補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 賃借料（貸切バス、レンタカー等）
- (4) 燃料費（ガソリン等）
- (5) 使用料（有料道路等）

一部改正〔平成22年規則7号〕

(補助の申請)

第6条 体育文化補助金の交付の申請をしようとする者は、事業実施前に速やかに補助金等規則第4条の規定による補助金の交付申請を行わなければならない。

(審議会の設置)

第7条 前条の規定による申請を審査するため、佐々町体育文化振興事業補助金審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

(補助の決定)

第8条 町長は、第6条の規定による申請を受けた事業について審査を行い、補助金を交付することが適当である事業を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行うにあたっては、前条の規定による審議会の意見を聴するものとする。ただし、選手派遣事業は除く。

3 町長は、第1項の規定による決定を行った場合は、速やかにその結果を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 体育文化補助金の実績報告に係る補助金等規則第13条第1項の関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書又はこれに類する書類
- (2) 補助金の交付を受けて実施した事業（以下「補助事業」という。）に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (3) 補助事業の成果等についての自己評価に関する書類（選手派遣事業については大会結果表）  
(交付額及び限度)

第10条 体育文化補助金の交付額及び限度額は、次の表に掲げる額とする。

補助対象事業	交付額	限度額
(1) 体育文化振興事業	補助対象経費から補助事業の実施に伴って得られる収入、その他の団体からの補助金及び寄附金等を除いた額以内	1 団体につき40万円
(2) 選手派遣事業	中学生以下については、その他の団体からの補助金及び寄附金等を除いた額の3分の2以内	なし
	高校生以上については、その他の団体からの補助金及び寄附金等を除いた額の2分の1以内	

一部改正〔平成22年規則7号〕

(情報の公開)

第11条 申請団体から提出された書類等の内容は必要に応じ公表するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。